令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務

企画提案競技実施要領

１　趣旨

この要領は、令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務の内容

別紙１「令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

３　委託期間

契約締結の日から令和７年３月２１日（金）まで

４　委託料（上限額）

４，３７８，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

５　参加資格

企画提案競技に参加する者は、以下の条件をすべて満たすこと。

（１）ＡＩやＩＣＴ等を活用した先進的な監視・追い払い技術の有効性を実証するために必要な、最新技術を用いたシステム及び機器の開発が可能な能力を有するとともに、得られるデータの解析により、被害防止対策のノウハウ等の提供が可能な能力を有する者であること。

（２）国内に本店、支店又は営業所等を有する会社又は法人格を有する団体であって、適正な経理執行体制を有しているものであること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定による、一般競争入札に参加できないものではないこと。

（４）青森県財務規則（昭和39年３月青森県規則第10号）128条の規定による、一般競争入札に参加できないものでないこと。

（５）宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、指示、又は反対する目的の団体ではないこと。

６　担当部局

青森県農林水産部農産園芸課　安心推進グループ　中村・米村

〒030-8570　青森市長島１－１－１

TEL：017-734-9352　／　FAX：017-734-8141

E-mail：noen@pref.aomori.lg.jp

７　参加表明書の提出

令和６年６月２８日（金）17時までに、以下の書類を「６　担当部局」まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の９時から17時までとする。

（１）参加申込書（別紙様式）　１部

（２）法人等の概要、組織図、役員名簿が記載されたもの　１部

（３）定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類）の写し　１部

（４）直近の事業報告書及び収支決算（見込み）書　１部

８　参加を認めない旨の通知

参加要件を審査し、参加資格を有しないと認められる者については、本手続への参加を認めない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

９　質問の受付と回答

令和６年６月２４日（月）17時までに、「６　担当部局」まで文書で持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、件名を「令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務　企画提案競技実施要領問合せ」とすること。

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の９時から17時までとする。

提出された質問に対しては、令和６年６月２６日（水）までに参加申込者全員にメールで回答する。

10　企画提案書等の提出

企画提案書を別紙２「企画提案書等作成要領」に基づき作成し、令和６年７月５日（金）17時までに、「６　担当部局」まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の９時から17時までとする。

（１）企画提案書　６部

（２）見　積　書　６部　※消費税及び地方消費税を含めること。

11　審査方法及び評価項目

（１）審査は、プレゼンテーションによる審査とし、審査会が評価点方式により行う。

令和６年７月９日（火）午後に青森市内で開催予定（詳細は別途通知）であり、出席を必須とする。

評価項目は、別紙３「令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務　企画提案競技審査基準」のとおりとする。

（２）審査員が作成した審査票の評価点を合算し、評価合計点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

（３）参加者が１者のみの場合も審査を実施し、提案内容について契約の目標を達成できると判断できるときは、審査委員で合議の上、最優秀提案者として選定する。

（４）審査結果については、審査終了後に速やかに文書で通知する。

12　その他留意事項

（１）本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却しない。

（２）提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

（３）契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。

（４）参加に要する経費は、すべて各参加者の負担となる。

（５）企画提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額については、受託者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

（６）提出された企画提案書の著作権は、各参加者に帰属するものとするが、受託者決定後の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、参加者に属するものとする。

また、受託者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

（別紙様式）

参　加　申　込　書

令和６年　　月　　日

青森県農林水産部農産園芸課長　殿

住所

商号又は名称

代表者名

令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務企画提案競技に参加します。

また、添付資料のとおり、仕様書に定める業務を遂行できる能力を有していることをお知らせします。

○添付資料

・法人等の概要、組織図、役員名簿が記載されたもの

・定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類）の写し

・直近の事業報告書及び収支決算（見込み）書

担当者氏名

電　話

ＦＡＸ

メール

令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務

（別紙１）

委託仕様書

１　業務目的

本県では、令和５年度のツキノワグマによる農作物被害が例年を大きく上回り、農作業中の人身事故も発生したところである。

こうした状況を踏まえ、農業者の安全を確保するとともに、日中・夜間の効果的・効率的な監視・追い払い方法を確立するため、ＡＩやＩＣＴ技術等の活用し、効果的に農作物被害や人身被害の防止対策を進めるための現地実証を行う。

２　業務実施期間

契約締結の日から令和７年３月２１日（金）まで

３　業務内容

（１）監視・追い払い技術実証

①　監視・追い払いシステムの開発

・　監視機器等と追い払い機器等を連動させ、ツキノワグマを検出した場合に、自動で追い払うとともに、電子メール等で利用者に出没を通知するシステムを開発し、使用する。

・　監視機器等は、センサーカメラの映像等を解析し、獣種を自動判別できる機能を有するものとする。

・　追い払い機器等は、複数の音や光を発するなど、慣れ防止を考慮した機能を有するものとする。

・　監視・追い払い機器等の選定又は開発に当たっては、農業者が導入しやすいよう、可能な限り設置・運用コストが安価なものとなるよう努めるものとする。

②　実証場所の選定

・　津軽地域のりんご園地１か所とし、目撃情報、被害情報や地形等を考慮し、現地確認の上、市町村及び農地所有者等と協議して選定する。

③　実証期間

・　りんごの収穫時期となる８月下旬から１１月上旬までのうち１か月間以上とし、委託者と協議の上、設定する。

④　監視・追い払い技術実証の実施

・　受託者は、②の実証場所に監視・追い払い機器等を設置し、管理する。

・　受託者は、１週間に１回、実証状況等を現地確認し、出没状況等に応じて、委託者と協議の上、監視・追い払い機器を移設する。

・　受託者は、当該機器の監視・追い払い効果を記録し、実証結果（システムの有効性や残された課題など）を客観的なデータとして取りまとめる。

（２）実証結果の報告

受託者は、県が主催する会議（令和６年12月から令和７年２月の間に１回開催）において、使用機器のデモ実演のほか、収集データや取りまとめた実証結果を発表する。

４　委託業務の対象経費

「３　業務内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。

（１）パソコン・電話機等の汎用機器

（２）飲食代

５　成果品

（１）業務完了報告書　１部

（２）実証結果報告書（現地調査写真一式含む）（Ａ４縦版）　１部

（３）（１）及び（２）の電子データを保存した電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）

１枚

６　知的財産権等の扱い

（１）成果品に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、青森県が保有するものとし、青森県が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。

（２）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（３）納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

（４）著作権等を除く知的財産権の扱いについては、青森県と別途協議するものとする。

７　その他

（１）受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

（２）契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

（３）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

企画提案書等作成要領

（別紙２）

１　企画提案書

（１）提案は全て企画提案書に記載すること。

（２）Ａ４版片面印刷とし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えないものとする。

（３）ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

（４）次の必要事項を記載すること。

①　表紙

②　企画内容

③　本事業を受託した場合の業務実施体制及びスタッフの概要

④　業務遂行のスケジュール

⑤　窓口担当者の職・氏名及び連絡先

⑥　業務に関連するこれまでの実績

２　経費見積書作成要領

（１）様式は任意で日本産業規格Ａ４、１頁とする。

（２）見積書は「４　委託料（上限額）」以内で、積算根拠が分かるよう、具体的に記載すること。企画提案競技で審査員に提供することを念頭に作成すること。

（３）仕様書をもとに、業務に関する経費とその内訳を明記すること。

（４）金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

令和６年度果樹園におけるツキノワグマ監視・追い払い技術実証業務

（別紙３）

企画提案競技審査基準

１　審査・選定方法

（１）企画提案競技参加者は、企画提案書に基づいて１者１５分以内でプレゼンテーションを行う。その後、５分程度の質疑応答を行う。

なお、令和６年７月９日（火）午後に青森市内で開催するが、時間及び場所等の詳細は追って連絡する。

（２）審査委員は、県庁関係課及び外部有識者の中から、県が別に定める。

（３）審査項目ごとの配点は別表のとおりとする。

（４）各審査委員の評価点の合算が最高点の参加者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

（５）参加者が１者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

２　配点基準及び採点

　点満点として、個別の配点基準は別表とし、配点は下記を目安とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優れている | | やや優れている | | 普通 | | やや劣っている | | 劣っている | |
| 10～９ | | ８～７ | | ６～５ | | ４～３ | | ２～１ | |

（別表）

審査項目ごとの採点視点と配点

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | | 審査項目 | | 採点視点 | | 配点 | |
| １ | | 業務内容  （使用機器） | | 効果が期待できるとともに、コスト低減が図られる機器等を使用する内容となっているか | | １０ | |
| ２ | | 業務内容  （設置・管理） | | 出没状況に応じた設置場所の移設や機器の調整などに柔軟に対応できる内容となっているか | | １０ | |
| ３ | | 実施体制 | | 機器の運用に当たって知見や経験を有する者を含めた効果的な実施体制となっているか | | １０ | |
| ４ | | スケジュール | | 無理のないスケジュールとなっているか | | １０ | |
| ５ | | 実証結果 | | 今後の対策に生かすことができるようなとりまとめを行う内容となっているか | | １０ | |
| ６ | | 過去の実績 | | 過去に類似・関連する業務の受託実績があるか | | １０ | |
| ７ | | 経費積算 | | 積算内容に不備や不適切なものがないか | | １０ | |
| 合　　計 | | | | | | ７０ | |